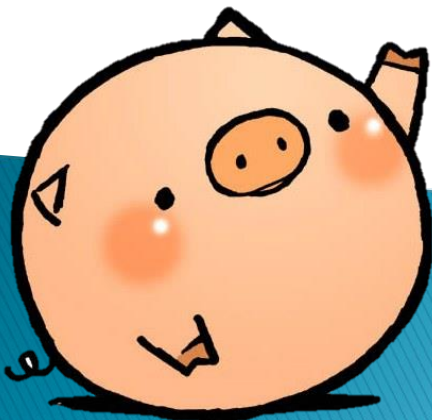


平成29年12月18日(月)

平成29年12月19日(火)

通所型サービスAについて

前橋市 介護高齢課



■新しい総合事業の構成

...

…平成29年度当初から前橋市で実施する事業

新しい総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 従来の要支援者相当
- 要支援認定を受けた者（要支援者）
 - 基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

訪問型サービス (第1号訪問事業)

現行の訪問介護相当

①訪問介護

多様なサービス

- ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③訪問型サービスB（住民主体による支援）
- ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
- ⑤訪問型サービスD（移動支援）

通所型サービス (第1号通所事業)

現行の通所介護相当

①通所介護

多様なサービス

- ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- ③通所型サービスB（住民主体による支援）
- ④通所型サービスC（短期集中予防サービス）

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善を目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供）

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

一般介護予防事業

- 第1号被保険者の全ての者
- その支援のための活動に関わる者

2 通所型サービスの種類と概要

	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	介護予防通所介護相当サービス (従来型)	通所型サービスA ※H30.4.1～ (緩和した基準によるサービス)	(住民主体による支援) 通所型サービスB	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	●日常の世話 入浴・排泄・食事等の介助 生活等についての相談・助言 健康状態の確認 ●機能訓練 ●外出・交流機会の提供	●ピンシャン！元気体操等の運動プログラム(30分以上／回)の実施 ●社会参加(活動)するための情報提供、社会活動に参加することを想定した模擬活動、その他介護予防に資する集団プログラム等		●専門職による教室形式での指導等
対象者	①既利用者で給付サービスの継続利用が必要な人 ②食事・排泄・入浴・移動時等に状況確認や助言が必要な人 ③退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人	①通所での入浴や食事サービスは必要ないが、生活機能低下が見られ、外出や交流の機会が必要な人 ②地域のサロンや体操クラブ、老人センター等に自力で参加できない人		①専門職による短期間の集中的なケアで生活改善、機能向上が見込まれる人 ②介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAなどによる継続的な利用が必要のない人 ③送迎なしで通所可能な人
サービス提供時間	従来の介護予防給付と同様	2時間以上／回		2時間程度／回
実施方法	事業所指定	事業所指定		直営実施(一部委託)

3 通所型サービスの基準

	現行の予防相当	多様なサービス																										
サービス種別	介護予防通所介護相当サービス (従来型)	通所型サービスA ※H30.4.1～ (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC(短期集中 予防サービス)																								
人員	<table><tr><th>職名</th><th>配置要件</th></tr><tr><td>管理者</td><td>常勤・専従1以上※1</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td>専従1以上(勤務時間数／サービス提供時間数＝1以上)※2</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>専従1以上(最低2時間／日以上)</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>～15人 専従1以上※2 15人～ 利用者1人に0.2以上</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>1以上</td></tr></table> 【介護予防通所介護の基準と同様】 ※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤	職名		配置要件	管理者	常勤・専従1以上※1	生活相談員	専従1以上(勤務時間数／サービス提供時間数＝1以上)※2	看護職員	専従1以上(最低2時間／日以上)	介護職員	～15人 専従1以上※2 15人～ 利用者1人に0.2以上	機能訓練指導員	1以上	<table><tr><th>職名</th><th>配置要件</th></tr><tr><td>管理者</td><td>専従1以上※3※4</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td></td></tr><tr><td>看護職員※5</td><td></td></tr><tr><td>従事者※4</td><td>～15人 専従2以上 16人～ 上記従事者に加え必要数</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td></td></tr></table> ※3支障がない場合、以下の兼務は可能 ①当該事業所のその他の職務 ②当該事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 ※4管理者または従事者のうち1人以上は市の実施する通所型サービスA従事者講習会を受講した者とする ※5看護職員は配置不要だが、利用者の急変時に対応できるよう、緊急時の主治医等の連絡先をあらかじめ把握するとともに、緊急時の対応マニュアルを備えておくこと。	職名	配置要件	管理者	専従1以上※3※4	生活相談員		看護職員※5		従事者※4	～15人 専従2以上 16人～ 上記従事者に加え必要数	機能訓練指導員		※直接実施・委託のため、指定基準は設けない
職名	配置要件																											
管理者	常勤・専従1以上※1																											
生活相談員	専従1以上(勤務時間数／サービス提供時間数＝1以上)※2																											
看護職員	専従1以上(最低2時間／日以上)																											
介護職員	～15人 専従1以上※2 15人～ 利用者1人に0.2以上																											
機能訓練指導員	1以上																											
職名	配置要件																											
管理者	専従1以上※3※4																											
生活相談員																												
看護職員※5																												
従事者※4	～15人 専従2以上 16人～ 上記従事者に加え必要数																											
機能訓練指導員																												
設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 【介護予防通所介護の基準と同様】	①サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②－ ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	同上																									
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 【介護予防通所介護の基準と同様】	①－ ②運営規定等の説明・同意 ③－ ④介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 ※④～⑦は法令により必ず遵守すべき事項 上記以外の運営基準は、通所型サービスAの基準で提示	同上																									

4

4 通所型サービスの単価

※報酬改定に伴って変動の可能性あり

	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	介護予防通所介護相当サービス (従来型)	通所型サービスA ※H30.4.1～ (緩和した基準によるサービス)	(住民主体による支援) 通所型サービスB	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
単価設定の単位	1月当たり	1月当たり		—
単価	①事業対象者(週1回程度)、要支援1 ・・・1,647単位(16,700円) ②事業対象者(週2回程度)、要支援2 ・・・3,377単位(34,242円)	事業対象者、要支援1・2 (週1回まで) ・・・1,400単位(14,196円)		—
地域単価	1単位＝10.14円(7級地)	1単位＝10.14円(7級地)		—
自己負担	1割又は2割	1割又は2割		楽楽食教室のみ材料費 (300円)
支給限度額管理	あり	あり		なし

5 通所型サービスの加算・減算

※報酬改定に伴って変動の可能性あり

現行の予防相当		多様なサービス		
加算・減算	介護予防通所介護相当サービス(従来型)	通所型サービスA ※H30.4.1～ (緩和した基準によるサービス)	(住民主体による支援) 通所型サービスB	通所型サービスC(短期集中 予防サービス)
生活機能向上グループ活動加算	100単位(1,014円)	独自【専門プログラム実施加算】 112単位／月(1,135円)		—
運動器機能向上加算	225単位(2,281円)	※以下の専門職を1人以上配置し、月2回以上 集団指導を実施することで加算 ①運動器機能向上プログラム:専ら機能訓練 指導員の職務に従事する理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、看護職員、健康運動 指導士、柔道整復師またはあん摩マッサージ 指圧師 ②栄養改善プログラム:管理栄養士 ③口腔機能向上プログラム:言語聴覚士、歯 科衛生士または看護職員 ※1回に実施できるのは1プログラムとする		
栄養改善加算	150単位(1,521円)			
口腔機能向上加算	150単位(1,521円)			
選択的サービス複数実施加算	運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位(4,867円) 【3つ実施】700単位(7,098円)			
事業所評価加算	120単位(1,216円)	なし ※インセンティブ加算の導入については検討中		
サービス提供体制強化加算	【要支援1】48単位(486円)他 【要支援2】96単位(973円)他	なし		
介護職員処遇改善加算	所定単位数×4% 等	なし		
利用者の数が利用定員を超える場合	×70%	なし		
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70%	なし		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	なし		
若年性認知症利用者受入加算	240単位(2,433円)	なし		
事業所と同一建物に居住する者等	事業対象者・要支援1(週1回) -376単位(-3,812円) 事業対象者・要支援2(週2回) -752単位(-7,625円)	事業対象者、要支援1・2 (週1回) -129単位(-1,308円)		
送迎を行わない場合	なし	なし		

6

6 介護予防ケアマネジメントの種類（※H30.4.1～）

※複数の介護予防ケアマネジメントのサービスを併用する場合は、より左方のケアマネジメントが優先される。

	①ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	②ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	③ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)
概要	介護予防支援と同様のケアマネジメント	サービス担当者会議やモニタリングを簡略化したケアマネジメント	サービス利用開始時のみ行うケアマネジメント
実施者	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所(委託)	地域包括支援センター	地域包括支援センター、地域包括支援ブランチ
前橋市のサービスとの関係	【訪問型サービス】 ①現行相当 ②訪問型サービスA ③訪問型サービスC 【通所型サービス】 ①現行相当 ②通所型サービスA ③通所型サービスC	【訪問型サービス】 該当サービスなし 【通所型サービス】 通所型サービスA	配食サービス (訪問型サービスB、通所型サービスB)
ケアマネジメントの特徴	●ケアプランの期間は最長12か月とする ●利用者との面接によるモニタリングは、少なくともサービス提供開始月の翌月から3月に1回行う サービス評価期間の終了月、利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問する ●訪問型サービスC及び通所型サービスCのケアプランの期間は原則3か月とする	●案 ●タ で実施する ※短期間に状態の維持、改善の可能性がある利用者は6か月までのプラン期間とする ●ケアプランの作成にあたっては、利用者及びサービス提供者が内容を共有することで、サービス担当者会議を省略できる	●ケアプランの期間は最長12か月とする ●適切なサービスが利用できるように、ケアプランをサービス提供者に送付または本人が持参(利用者の同意必要) ●利用者の状況の変化があった場合の相談体制をとっておく。
プロセス	アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 ⇒サービス利用開始 ⇒モニタリング・評価【給付管理】	アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 (⇒サービス担当者会議:省略可) ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 ⇒サービス利用開始 ⇒モニタリング・評価(上記のとおり)	初回のみアセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒利用者への説明・同意・確定 ⇒利用するサービス提供者への説明・送付 ⇒サービス利用開始 ⇒評価

平成30年4月～
事業所指定切り替えにより、
ケアマネジメントAに変更

7 通所型サービスA 従事者講習会

- ◆時 期 3月16日(金)、19日(月)
同内容のため、両日参加は不要
- ◆時 間 13時30分～16時30分
- ◆場 所 第2コミュニティーセンター
(前橋市朝日町3-36-17)
- ◆内 容 ・ピンシャン！元気体操(実技・説明)
・介護予防プログラム(運動・栄養・口腔)のポイントについて 等
- ◆申込み先 介護高齢課介護予防係 TEL027-898-6133
2月1日～受付開始

※受講後に修了証を発行します。指定申請時に必要です。

※現行の通所型サービスA委託事業所においても、受講をお願いいたします。

※詳細はホームページに掲載します。